

「建設業」の無料労務相談が可能、「東京都働き方改革促進事業」について

東京都に所在する「建設業」の皆様へ朗報です。

東京都が運営する「働き方改革推進事業」につき、下記の通り、「建設業者」が無料で労務相談ができる事となり、所長の林が専門家として対応できることとなりました。

つきましては、東京都に所在する事業者（協力業者含む）で相談ご希望の場合は、下記要領で申込み下さい。

記

東京都の「働き方改革促進事業」の一環として、「建設業 2024 年問題」等の労務相談について、下記の要件で無料の専門家派遣が始まりました。（添付「東京都働き方改革促進事業専門家派遣」資料をご参照ください。）

【事業主該当条件】

- ① 東京都で事業を営む建設業の事業主、② 常時雇用する労働者が 2～999 人以下である
- ③ 労働関係法令を遵守している等の条件を満たす。等の事業主の方

【派遣内容】

最大 5 回（1 回 2 時間まで）まで、無料で専門家に労務関係の相談ができます。

【担当】

専門家として所長の林が任命されており、直接担当することが可能です。

【相談例】

- ① 建設業の 2024 年問題に対応したい、② 就業規則を見直したい、③ 労働時間管理を見直したい、④ 人材の採用、定着化を図りたい、⑤ 育児休業制度の改正につき知りたい、⑤ 時間外労働について整備したい

【申し込み手順】

- ① 相談希望ありとの連絡を林宛、メールまたは電話していただきます。協力業者でも OK です。
下記弊事務所のアドレスまたは電話でご連絡ください。

メール：hiro.hayashi@hayashi-sr.net 電話：042-595-6890 林宛

- ② 相談内容について調整させていただきます。
- ③ 御社が、下記 HP で申込をしていただきます。（注意事項等ご確認ください。）

<https://tokyohatarakikata.metro.tokyo.lg.jp/expert/>

- ④ 承認されましたら申し込みから 1 週間程度で派遣決定、林からご連絡のうえ訪問となります。

条件に該当しご希望のある方は、是非この機会に労務関係の見直しをしていただければと思います。

尚、「東京都働き方改革促進事業」全般に関する内容は、下記をご参照ください。

<https://tokyohatarakikata.metro.tokyo.lg.jp/>